

【 相続登記に必要な書類 】

1. 被相続人（亡くなった人）について

① 被相続人の戸籍等

被相続人が生まれてから死亡するまでの連続した戸籍が必要です。

※死亡のときの戸籍のみでは登記できません。よって、この戸籍の中には、「戸籍」・「除籍」・「改製原戸籍」などが含まれます。

② 被相続人の除かれた住民票（本籍地入り）または戸籍の附票

登記事項証明書に記載の住所との関連性があるもの

③ 被相続人所有不動産の固定資産税評価証明書

2. 相続人について

① 相続人全員の戸籍謄本または抄本

② 不動産を取得する相続人の住民票（本籍地入り）

③ 遺産分割協議書（相続人全員の印鑑証明書付き）

法定相続分と異なる相続分の配分する場合に相続人全員で作成し、実印を押印する。

3. 登記費用

登録免許税	不動産評価額の1000分の4 (例) 評価額1,000万円の場合 → 4万円
報酬	別紙料金目安表参照